岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱

(総則)

- 第1条 この要綱は、岐阜県国民健康保険法施行細則(平成33年規則第2号。以下「施行細則」という。)第3条第5項の規定に基づき、岐阜県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (会長の職務)
- 第2条 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。 (会議)
- 第3条 施行細則第3条第2項で定める事項、かつ、岐阜県国民健康保険法施行条例 (平成29年条例第45号)第3条各号に掲げる委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員欠席の取扱い)

- 第4条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。 (会議の公開)
- 第5条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。
 - (1) 岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)第6条に規定する非公開 情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合
 - (2)会議を公開とすることにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。